電気通信大学100周年キャンパス学生宿舎使用細則

平成28年 4月27日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学100周年キャンパス基本規程第5条の規程に基づき 電気通信大学100周年キャンパス学生宿舎(以下「学生宿舎」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 学生宿舎はドーム友達(ユニットタイプ)及びドーム絆(個室タイプ)とし、各 宿舎の定員は、別表のとおりとする。

(入居資格)

- 第3条 学生宿舎に入居できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 本学に在学している学生
 - (2) 学長が適当と認めた他大学の学生
 - (3) その他学長が適当と認めた者

(入居願)

第4条 学生宿舎に入居を希望する学生は、入居願に必要な書類を添えて、学長に願い出るものとする。

(入居者の選考)

第5条 学生の入居者選考及び許可は、別に定める基準に基づき学長が行う。

(入居許可期間)

第6条 学生宿舎の入居許可期間は原則として2年間とする。ただし、当該学生の最短修 業年限満了の日を超えることはできない。

(入居手続及び許可の取消)

- 第7条 入居の許可を受けた学生(以下「入居学生」という)は、指定された賃貸借契約書(以下「契約書」という。)を指定された期間内に締結しなければならない。
- 2 学長は、入居学生が次の各号の一に該当するときは、入居許可を取り消すことができる。
 - (1) 指定された期間内に契約書を締結しないとき。
 - (2) 第4条に定める必要書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったとき。
 - (3) その他契約書の契約に違反したとき。

(学生宿舎の使用料)

- 第8条 学生宿舎の使用料は、賃料、共益費及び駐輪場料金とする。
- 2 使用料の額については、別に定める。

(光熱水料等の経費負担)

- 第9条 入居学生は、光熱水料等の経費(共通部分に係るものを除く。)を負担するもの とする。
- 2 ユニットタイプの共用部分の光熱水料等については、入居学生が均等に負担するもの

とする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、学生宿舎の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月27日から施行する。

別表 学生宿舎定員

部屋タイプ	対 象	人 数		備考
		男 子	女 子	
ドーム友達	学域1年生	144人	36人	1ユニット
(ユニットタイプ)	学域2年生	(24ユニット×6室)	(6ユニット×6室)	は6室
ドーム絆	学域3年生			
(個室タイプ)	学域4年生	176人	44人	
	大学院生			

注)日本人学生及び留学生の入居人数は、その都度決定する。